

## 医療制度 I 総合討議

**座長：** 予定の時間にきてしまっていますが、先ほど会場から増成先生にご質問もありましたので、総合討議をさせていただきたいと思います。

増成先生、先ほどのご質問に対するお答えを何かお持ちでいらっしゃいますでしょうか。今度の個人情報保護法ががん登録制度にどういう影響を持つのか、持たなかったのか、というご質問でした。

**増成：** 個人情報保護法との関係では、考えが十分に及ばないのですけれども、がん登録に関しましては、必ず法律上の根拠がないと、患者の人格権を侵害したことになると私は考えているので、是非がん登録法を作っていただきたい。その上で、がん患者に関するデータを集めていただいて、更にごがん研究にそれを有効に使っていただきたいと思います。

実際に地域がん登録事業を行っていらっしゃる大島 明先生（大阪府立成人病センター調査部 部長）なども機会あるごとに、がん登録法の制定が必要であるということをお訴えられていて、その点では意見が一致しているのですが、大島先生はドイツの方式を採用するかどうかというところは、まだまだ議論が必要だと言われています。

**座長：** 私なりの理解になるかもしれませんが、今度の個人情報保護法は、研究・大学機関は適用除外という形で法から外してあって、ただ第6条で、今後特別の取扱いを必要とする領域についてはなお法律を考えるという状況においてあります。先ほど樋口先生のお話にありましたように、医療等について2年後までに考えておくという付帯決議がついているわけです。

がん登録というものをどのような位置付けにするか。恐らく研究・大学機関ではないということになるでしょうから、少なくとも法の適用除外にはなっていない。むしろ、適用除外になっているからといっても、これは何もプライバシーの事を問題にしなくてよいというわけではなく、それぞれの領域でもって、むしろ個人情報保護法よりももっとしっかりした自主ルールを作れという法律になっているわけですが。また、情報の第三者提供制限の例外として、法令に従う行政庁の行為に協力するために必要なものについては、本人の承諾なしで可能であるという23条の規定にがん登録が入るか入らないかという問題がもう一つ残っている。この点については、今後おそらく解釈の過程でガンセンターの本来の業務か否かが争われていくことになるのだらうと思いますが、がん登録を行政庁の行為として、完全に医療行政の中に含めていくかどうかというのは、これはある意味でポリシーの問題だらうと思っております。しかし、今のところ任意のスタイルでなされているところでありますから、それを行政庁のレベルにのせて、義務付けるということになるためには、これはこれなりにまた法律が必要でしょうし、その法律がない形では行政庁の行為とし

て位置付けることが難しいかと思えます。

そうすると、行政庁の行為にのせるか、あるいは医療上の事柄として特別の法律を必要とするか、どちらにせよ、法律が必要なのではないかなと私自身は考えております。ご異論がございましたら。

**会場発言者：**

ただ今、がん登録を事例として、その後の治療法や、その他の研究が非常に必要であるというご意見が出ました。しかし、がんに次いで多い、あるいは両方足したらもっと多い循環器疾患関係で、どういった方が脳卒中を起こして、その脳卒中にどのような治療をした場合にどうなるかというような経過を追う研究が、今のところは、この個人情報保護の法律が厳しく施行されますと、全くできない。そうしますと、急性病院と慢性病院はばらばらになる、情報は集められない、ということになります。

これは何も医者個人がどうするという問題ではなくて、日本の治療法、リハビリテーションの効果、その他を判定する上で非常に重要な問題ですので、ご関心を持っていただいて、研究機関での利用はあまり窮屈に縛らないような、自由度を高めるような方向で皆さんにお考えいただきたいと思えます。

質問というよりはコメントですが。

**座長：** それに対してご異論をお持ちの方もいらっしゃるかもしれませんが。フランスの場合などは疾病登録という形で、全体を覆う制度になっておりますね。イギリスやドイツはがん登録という特殊な扱いをしているかと思えます。